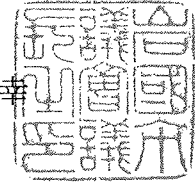


平 2 9 議 事 第 2 1 4 号
平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日

市民政党「草の根」
代表 井 原 勝 介 様

岩国市議会議長 桑 原 敏 幸



市議会の議事運営に関する公開質問状について（再回答）

平成 2 9 年 9 月 2 7 日付けで提出のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

さきの市長不信任決議案に対する議決は、過半数議決の原則、すなわち、過半数の者の賛成があれば、全会一致でなくても、それを全体の意思とみなす原則によるところである。

この原則は、地方自治法第 1 1 6 条第 1 項に定められた基本的な会議原則であって、そこに合理的理由等の入る余地はなく、これにより得られた議決は、合理的理由等があれば肯定されるというものではないし、合理的理由等がないことをもって否定されるというものでもない。

御質問の意図するところは理解できるものの、当然のことながら、当該決議案については、議員は、事前にその内容を精査した上で、各自の合理的理由等に基づいて慎重に表決（賛成又は反対の意思表示）を行ったのであり、その多数の意思により、「現状において市長不信任決議案を議題とする必要は認められない」とした議決の趣旨を御理解願いたい。

【参考：地方自治法】

第 1 1 6 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。